



節税の王様 → 掛金が全額所得控除!!

# 小規模企業共済

「小規模企業共済」とは、個人事業主または会社などの役員の方が廃業、退職された場合の「退職金制度」です。  
 毎月の掛金は、1,000円～70,000円  
 (500円単位で、増額・減額可)  
 掛金は税法上全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

## ① 節税に効果大。積立てた金額に応じて所得税、住民税が安くなります。

課税される所得金額	加入前の税額 (A)	掛金月額¥30,000 (年額¥360,000)	
	所得税+住民税	加入後の税額 (B)	節税額 (A)-(B)
200万	306,500円	250,000円	56,500円
400万	776,500円	668,500円	108,000円

(税額は、平成23年1月1日現在の税率に基づいています。)

## ② 共済金の支払 (一時払)

共済事由 掛金月掛 ¥10,000 の場合の例		A共済事由	B共済事由	解約事由
		事業の廃止 (事業主の死亡、 会社の解散等)	老齢給付等 (65歳以上、180か月 以上掛金納付)	任意解約 (加入者の方 の申出)
月数	掛金合計額	共済金A	共済金B	解約手当金
120月	1,200,000円	1,290,600円	1,260,680円	掛金納付月数が、12か月以上で支払われます。納付月数に応じて掛金の80%～120%に相当する額です。
240月	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	
360月	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	

(平成24年4月より)

## ③ 共済金の受取りは分割でも可。

公的年金(雑所得)として10年か15年のいずれかを選択できます。

◆事業主とともに経営に携わっている共同経営者(配偶者・後継者)も加入できます!!